

平成31年 4月 5日

お客さま 各位

水沢信用金庫

改元に伴う手形・小切手の取扱いについて

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2019年5月1日（水・祝日）に新天皇陛下の御即位ならびに改元に伴う手形・小切手の取扱いにつきまして、下記の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改元までの間の取扱い（4月30日迄）

改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」を表記した手形が使用できます。

なお、新元号発表から改元までの間（2019年4月1日～2019年4月30日）に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも「令和」標記に訂正して頂いても構いません。この場合の訂正印は不要です。

【例】支払期日が2019年5月31日の手形を振り出す場合

平成31年5月31日 もしくは ~~平成~~^{令和}1年（元年）5月31日

2. 改元後の取扱い（5月1日以降）

「平成」表記の手形・小切手は、改元後（2019年5月1日以降）も引き続きご使用いただけます。「平成」に二重線を引き「令和」に訂正（訂正印は不要）して頂けますようお願いいたします。

【例】2019年5月31日の場合

~~平成~~^{令和}1年5月31日 もしくは ~~平成~~^{令和}元年5月31日

3. 新元号の手形・小切手帳の交付

新元号表記の手形・小切手帳の作成には、相応の時間を要するため、当の間は「平成」表記の手形・小切手帳を発行させていただきますので、上記の通り元号を訂正のうえご使用ください。

準備が整い次第、新元号表記の手形・小切手帳を発行いたしますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

以上